

議 会 第 1 8 号

令和5年5月17日

各 位

芽室町議会議長 梶 澤 幸 治

令和5年度芽室町議会モニターの委嘱について（依頼）  
新緑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、先に公募しました本町議会モニターについて、御応募を賜り感謝申し上げます。

つきましては、委嘱状を送付いたしますので御査収ください。

本来であれば直接交付すべきところですが、時節柄送付によりますことを御容赦願います。

記

1 送付書類

- (1) 委嘱状
- (2) 令和5年度モニター名簿
- (3) 令和5年度モニターの手引き

2 担 当 芽室町議会事務局（安田・竹川・上田）

（TEL62-9731／FAX62-9813／e-mail:g-shomu@memuro.net）

## 令和5年度芽室町議会モニタ一名簿

(五十音順：敬称略)

NO	氏名	住所(行政区)	備考
1	高橋 圭輔	(上美生)	
2	山本 睦人	(五条町)	
3	北橋 美桜	(帯広市)	白樺高校2年生
4	大野 翔舞	(帯広市)	白樺高校2年生

任期：令和5年4月1日～令和6年3月31日

## (参考) 令和4年度芽室町議会モニタ一名簿

(五十音順：敬称略)

NO	氏名	住所(行政区)	備考
1	秋葉 秀明	(五条町)	
2	栗野 秀明	(伏美)	
3	大塚 玲奈	(南町)	
4	小川 美穂	(一心町)	
5	沢崎 洋一	(青葉西)	
6	高田 昌樹	(中伏古)	
7	広瀬 一也	(上美生)	
8	深井 潤	(麻生町)	
9	福田 清貴	(上伏古)	
10	福中 夏生	(西園町)	
11	堀江 貴博	(上伏古)	
12	松田 桃子	(五条町)	

任期：令和4年9月1日～令和5年3月31日

令和5年度  
芽室町議会モニターの手引き

令和5年5月

芽 室 町 議 会

# 町議会モニターとは？

## 1 議会モニターって何？（目的）

芽室町議会基本条例第24条第5項の規定に基づき、芽室町議会（以下「町議会」という。）が、町民からの要望、提言、意見を広く聴取し、町議会の改革・活性化の推進及び政策提案機能を強化することを目的としています。

## 2 誰でもなれるの？（要件）

モニターの定員は20人以内で、要件は次の3点です。

- (1) 町民及び町内で働いている人、学んでいる人、町内で事業を営む法人及び活動する団体に属している人（「めむろまちづくり参加条例第2条第2号」に規定）。ただし、芽室町職員、議員または各種行政委員を除きます。
- (2) 町議会のしくみや運営に関心がある方。
- (3) 町政及び地域社会の発展に関心がある方。

## 3 どんな役割があるの？（主な内容）

- (1) 議会の本会議、常任委員会の傍聴またはインターネット中継・録画の視聴による感想・意見・提案の提出（手引きの4ページに様式を添付しましたが、様式は問いません）
- (2) 「芽室町議会だより」「芽室町議会ホームページ」「議会SNS（フェイスブック等）」などに関する感想・意見・提案の提出。
- (3) 町議会議員との意見交換への参加（別途ご案内します）。
- (4) 議会改革・活性化及び町政（政策）への意見・提言。

## 4 任期は？

任期は1年ですが再任も可能です。

## 5 傍聴や会議の際に事故があった場合は？

町民災害補償の対象となります。

事故に遭遇した際は速やかに事務局に御連絡ください。

## 令和5年度 議会モニターの年間業務

- (1) 会議を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。

議会（委員会）を傍聴したり、または、インターネット中継・録画を視聴していただき、感想・意見・提言を寄せていただきます。

- (2) 「芽室町議会だより」「芽室町議会ホームページ」「議会SNS（フェイスブック等）」などに関する感想・意見・提言を文書により提出すること。

- (3) 議長が依頼した町議会の運営に関する調査事項に回答すること。

- ・議会改革・活性化策などに意見・提案を寄せていただきます。
- ・議会報告会及び意見交換会に出席の上、意見や提案をいただきます。
- ・議会に対し、政策提言などを寄せていただきます。

- (4) 町議会議員と意見交換を行うこと。

モニター会議へ出席いただき、テーマに沿って意見交換をしていただきます。年に2回程度予定しています。別途案内を差し上げます。

- (5) その他議長が必要と認めたこと。

議長から上記以外の件で、御意見を伺うことがあります。



# 芽室町議会モニター設置規程

令和4年11月22日議会告示第1号

(目的)

第1条 この規程は、芽室町議会モニター（以下「議会モニター」という。）を設置することにより、町民からの要望、提言、その他の意見を広く聴取し、芽室町議会（以下「議会」という。）の改革・活性化の推進及び政策提案機能を強化することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民等 めむろまちづくり参加条例（平成16年条例第2号）第2条第2号に規定する町民等をいう。
- (2) 会議 議会の本会議、常任委員会、特別委員会及び議会議長（以下「議長」という。）の下に設置する組織等をいう。

(定員)

第3条 議会モニターの定員は、20人以内とする。ただし、議長が必要と認めるときは増員することができる。

(資格)

第4条 議会モニターは、次の各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 町民等であること。ただし、芽室町職員、議員及び各種行政委員は除く。
- (2) 議会のしくみ及び運営に関心があること。
- (3) 町政及び地域社会の発展に関心があること。

(募集方法等)

第5条 議会モニターは公募とする。ただし、議長は適当と認めた団体等に対し、適任者の推薦を依頼することができる。

(委嘱)

第6条 議会モニターは、前条の公募者及び推薦者のうちから議長が委嘱する。

2 議長は、前項の規定による議会モニターの委嘱に当たっては、議会モニターの年齢・居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(解任)

第7条 議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は当該議会モニターを解任できるものとする。

- (1) 第4条に規定する資格を失ったとき。

(2) 議会モニターから辞任の申出があったとき。

(3) その他議長が必要と認めたとき。

(任期)

第8条 議会モニターの任期は1年とし、再任を妨げない。

(報酬等)

第9条 議会モニターが議会主催の意見交換会に参加した際は、報酬及び費用弁償を支給する。

(職務)

第10条 議会モニターは、次の各号に定める職務を行うものとする。

(1) 会議（非公開で行われるものを除く。）を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。

(2) 「芽室町議会だより」及び「芽室町議会ホームページ」などに関する意見を文書により提出すること。

(3) 議会の政策提案に関すること。

(4) 議長が依頼した議会の運営に関する調査事項に回答すること。

(5) 議会議員と1年に2回以上、意見交換を行うこと。

(6) その他議長が必要と認めたこと。

(提言等の取扱い)

第11条 議会モニターから提言等が提出されたときは、議長は必要に応じ関係する会議に当該提言等を送付し、当該会議において検討させるものとする。

2 前項の規定による検討結果は、原則として当該提言等を提出した議会モニターに通知するとともに、議長が別に定める方法により公表するものとする。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年11月22日から施行する。

議 会 第 5 4 号  
令和5年3月16日

各 位

芽室町議会議長 早 苗 豊

令和5年度芽室町議会モニター応募票の受理について（通知）

早春の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の件について、あなたからの応募票を受理しましたので、感謝申し上げますと共に通知します。

なお、当方の事情で大変恐縮ですが、今年は統一地方選挙の年であり、4月23日執行予定の町議会議員選挙後の委嘱となりますことを御了承いただきたく存じます。

また、すでに御案内のとおり、任期は令和5年4月1日から1年間となりますが、5月中旬をめどに委嘱状と「モニターの手引き」を送付する予定ですので、併せて御承知置きください。

#### 記

- 1 送付書類 芽室町議会モニター設置規程
- 2 担 当 芽室町議会事務局（安田・佐藤・上田）  
(TEL62-9731/FAX62-9813/e-mail:g-shomu@memuro.net)